

令和5年7月5日

第2回 市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の  
推進に関する検討チーム

参考資料1

# 本チームにおける保健及び予防の考え方

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 保健の概念（イメージ）

**保健**：健康の保持増進を図ること



## 地域保健



地域において疾病の予防、衛生の向上等、住民の健康の保持増進を図ること

⇒地域特性のある食生活や運動習慣等の生活環境や社会的要因等の影響を考慮



## 学校保健



学校において、

- ・児童生徒等の健康の保持増進を図ること
- ・集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと
- ・自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成すること等※1

※1：2023年3月16日時点：文部科学省  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/index.htm)



## 職域（産業）保健



職場において疾病の予防、衛生の向上等、労働者の健康の保持増進を図ること

⇒配置や作業状況等、職場の環境の影響を考慮

## 環境保健

環境と健康の関わりとそのメカニズムを解明し、その成果を社会に還元して疾病予防と健康増進を目指す

⇒化学的因子（大気・水・発がん物資等）、物理的因子（騒音、温熱、振動、放射線等）、生物学的因子（細菌、ウイルス、寄生虫等）、社会経済学的因子（ストレス、教育歴、世帯収入等）を考慮



## 医療



## 介護



## 福祉



# 予防の概念（メンタルヘルスに関する予防）

## 1次予防：健康増進、疾病等の予防

- メンタルヘルスや精神疾患に関する普及啓発
- メンタルヘルス不調に対するセルフケア
- 身近な支え手によるケア
- 生活支援 等

### ※精神保健福祉法第2条

国及び地方公共団体は、（略）精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

## 2次予防：早期発見、早期治療

- 精神疾患の早期発見・早期介入
- 精神医療へのアクセスの確保

## 3次予防：再発予防、リハビリテーション

- 精神医療、地域ケアの充実による疾病の増悪防止
- リカバリー支援（孤立防止、社会参加、社会復帰支援等）

出典：令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究 事業）  
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研究（分担研究者：野口正行）  
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の手引き」改変

# 保健所と市町村保健センター 役割の違い

	保健所	市町村（保健センター）
設置の法的根拠	地域保健法第5条	地域保健法第18条
設置主体	都道府県、政令指定都市、中核市、特別区	市町村
所長の資格要件	原則として医師 (公衆衛生医の確保が著しく困難な場合に限り同等の知識等を有する者でも可)	資格要件なし
地域保健法に基づく 主な実施業務 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所は次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。(6条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>精神保健に関する事項</b> (同条10号)</li> <li>・ <b>その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項</b> (同条14号)</li> </ul> </li> <li>○保健所は、地域住民の健康の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。(7条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。</b> (同条1号)</li> <li>・ <b>所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。</b> (同条2号)</li> </ul> </li> <li>○所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助を行うことができる。(8条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とする(18条2項)</li> </ul>
精神保健福祉法に基づく役割 (抜粋・令和5年4月現在)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正しい知識の普及の努力義務(46条)</li> <li>○相談支援等の義務(47条)</li> <li>○必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。(47条2項)</li> <li>○相談支援等での関係行政機関との連携の努力義務(47条5項)</li> <li>○精神保健福祉相談員の設置(48条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正しい知識の普及の努力義務(46条)</li> <li>○福祉に関する相談支援等の義務(47条3項)</li> <li>○精神保健に関する相談支援等の努力義務(47条4項)</li> <li>○相談支援等での関係行政機関との連携の努力義務(47条5項)</li> <li>○精神保健福祉相談員の設置(48条)</li> <li>○事業の利用の調整等の相談助言の義務(49条)</li> </ul>